平成３０年第１回府中町議会定例会

会　議　録（第１号）

１．開　会　年　月　日　　平成３０年３月９日（金）

２．招　集　の　場　所　　府中町議会議事堂

３．開　議　年　月　日　　平成３０年３月９日（金）

～～～

４　町長報告

・行政報告

・報告第　１号　専決処分の報告について

・報告第　２号　専決処分の報告について

・報告第　３号　専決処分の報告について

・報告第　４号　専決処分の報告について

・報告第　５号　専決処分の報告について

・報告第　６号　専決処分の報告について

５　第　１号議案　平成２９年度府中町一般会計補正予算（第６号）

６　第　２号議案　平成２９年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第３号）

７　第　３号議案　平成２９年度府中町介護保険特別会計補正予算（第３号）

８　第　４号議案　平成２９年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

９　第１３号議案　府中町地域の公園設置及び管理条例の一部改正について

１０　第１４号議案　府中町重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

１１　第１５号議案　府中町国民健康保険条例の一部改正について

１２　第１７号議案　府中町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

１３　第１９号議案　介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

１４　第２０号議案　介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

１５　第２２号議案　都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部改正について

１６　第２３号議案　府中町消防手数料条例の一部改正について

１７　第２４号議案　府中町火災予防条例の一部改正について

１８　第２５号議案　広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

１９　第２６号議案　人権擁護委員の候補者の推薦について

２０　第２７号議案　固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

２１　第２８号議案　教育長任命の同意について

２２　第２９号議案　教育委員会委員任命の同意について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

７．説明のため会議に出席した者

町長	佐藤信治君
副町長	岡野浩子君
教育長	高杉良知君
企画財政部長	高石寛智君
総務部長	坂本雅司君
福祉保健部長	山西仁子君
生活環境部長	戸田秀生君
建設部長	梶川幸正君
向洋駅周辺区画整理事務所長	脇本哲也君
消防長	寺尾光司君
教育部長	奥田米穂君
総務部次長	大塚圭子君
福祉保健部次長	新見公平君
生活環境部次長	金光一隆君
建設部次長	池口豊記君
消防本部次長	寺西宏政君
財政課長	胡子幸穂君
職員課長	岩﨑雅男君
福祉課長	倉﨑誠一郎君
高齢介護課長	森　太君
保険年金課長	森本雅生君
環境課長	屋敷　学君
都市整備課長	岡村紀行君
下水道課長	原田　司君
補償課長	中西　肇君
消防課長	橋本臣彦君

予　　防　　課　　長　　新　宅　和　彦　君

～～～

～～～

けました。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

簡単ですが、以上をもちまして総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　厚生委員会、繁政委員長、お願いいたします。

○５番（繁政秀子君）　おはようございます。厚生委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、２月２７日に委員会及び協議会を開催しております。

２月２７日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、府中町子どもの生活実態調査、暫定版でございますが、それの概要説明を受けました。今後は県全体の調査結果とあわせて詳細に分析し、主要施策の中に検討していきたいとのことでした。

そのほか、行政視察についても調整を行っております。

また、３月定例前ということで、協議会に切りかえて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で厚生委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　建設委員会、力山委員長、お願いいたします。

○１８番（力山　彰君）　皆さん、おはようございます。建設委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、２月２８日に委員会並びに協議会を開催しております。

２月２８日の委員会では、建設事業に関する事務調査、都市計画に関する事務調査、下水道事業に関する事務調査、山陽本線連続立体交差及び向洋駅周辺再整備事業に関する事務調査ということで、工事請負契約締結の報告について及び工事請負変更契約の締結についての報告を受けました。

委員会に引き続き協議会では、３月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で建設委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　議会運営委員会、児玉委員長、お願いいたします。

○１０番（児玉利典君）　皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を行います。

昨年１２月の定例会以降、委員会を２月９日並びに一昨日の３月７日に開催いたしました。

２月９日の委員会では、昨年１２月の委員会において、議長に対し委員外議員から提出条例について他自治体の定数調査をしていただきたいとの申し入れがありましたので、事務局の協力のもと資料作成、説明を受けています。

本委員会では、委員から定数ということになれば議員の身分にも影響するということで、これまでどおり全員協議会を開催していただき、皆さんにも資料を説明させていただきました。皆さん御承知のとおり、先般の全員協議会の議題に付したところでございます。

また、３月７日の委員会では、今定例会の運営についてということで、意見書、陳情書等の報告や会期日程についての協議を行いました。

報告は以上でございますが、最近議場内での携帯電話のベルが鳴るということが散見されます。いま一度議員の皆様におかれましては、電源を切るなりマナーモードにする対応をお願いすることも議会運営委員会のほうで確認をしたことを申し添えておきます。

以上、簡単ではございますが、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　議会報特別委員会、上原委員長、お願いいたします。

○８番（上原　貢君）　おはようございます。議会報特別委員会の報告をさせていただきます。

１２月定例会以降、議会報特別員会は１２月１９日の定例会閉会後、１２月２８日、１月１６日と昨日の３月８日の４回開催しております。

１２月１９日の委員会では、議会だより第１４８号の執筆者や発行までの日程の確認を行いました。

１２月２８日の委員会では、原稿の校正と写真調整を、１月１６日の委員会では、初校より見出しや記事の内容などの校正を行いました。

また、昨日の３月８日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする議会だより第１４９号の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整について協議を行いました。

なお、２月２３日に行われた広島県町議会議長会主催の平成２９年度町議会広報コンクールの写真部門において、写真ですね、において、平成２９年５月発行の議会だ

より、当町の議会だよりの表紙写真が特選を受賞しましたことをあわせて報告いたします。

以上で議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　次に、監査委員報告をお願いいたします。

木田監査委員。

○２番（木田圭司君）　皆さん、おはようございます。監査委員報告をさせていただきます。

監査は、府中町代表監査委員土井精二並びに監査委員木田圭司の両名が実施をいたしました。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づく例月出納検査ですが、平成２９年１１月分を１２月１４日に、１２月分を平成３０年１月１５日に、１月分を２月１５日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めております。

次に、地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査ですが、平成２９年度第３期定期監査を平成２９年１１月６日から平成３０年１月１５日までの期間で、財務に関する事務が関係法令等に基づき適正に実施されているか、向洋駅周辺区画整理事務所補償課、区画整理課、教育委員会社会教育課、建設部監理課を対象に行いました。

監査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、適正に処理をされておりました。

以上で監査委員報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村武弘君）　次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いいたします。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

議会は、１２月定例会以降、去る２月１４日に第１回定例会が開催され、定例会で提案された内容は全て可決されました。

主な内容は、平成３０年度、平成３１年度の保険料率の改定で、被保険者数や医療

給付費の増加が見込まれることにより、１人当たりの保険料額が８万９，５９０円から１，４１０円、率にして１．５７％増の９万１，０００円に、あわせて限度額も５７万円から６２万円に改正する条例案が提案されて可決されました。

また、広域連合の平成２９年度一般会計補正予算及び医療特別会計補正予算並びに平成３０年度の一般会計予算及び医療特別会計予算について、いずれも可決をされました。

平成２９年度の一般会計補正予算は、財政調整基金への利子積立金として２万４，０００円増額し、補正後の予算額は１１億円２，１６２万円となっています。

また、平成２９年度の医療特別会計補正予算は、基金交付金の前年度精算などにより、８８７万円が増額され、補正後の予算額は４，０８５億１，４０８万円となっております。

平成３０年度の一般会計予算は、特別会計への事務費繰出金の増加に伴い予算額５，３８３万円増の１１億７，５３７万円、医療特別会計の予算は、保険給付費の増加に伴い予算額が１５億６，５９３万円増の４，０１８億１，２３４万円となっています。

ちなみに、来年度予算における１人当たりの医療給付額は、対前年度比０．２％増で、約９７万円を見込んでおります。

以上で報告を終わりますが、随分私が感じたのは、向こうから数字を出されるのでそれを聞くだけなんですが、何かすごく高くなっていくのはよくわかるんですけど、一回みんなでこのことについて勉強会をしたらいいかなと思いました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村武弘君）　以上で全ての報告を受けましたので、各報告に対する質問に入ります。

まず、議長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

総務文教委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

厚生委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

建設委員会委員長報告に対して質問のある方。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　ちょっと状況を教えていただきたいんですが、区画整理と連続立体交差事業の説明があったということで、ちょっと連続立体交差事業がずっとほっておかれて、いつから始まるんかなという町民の声も多いし、以前船越までずっと海田まで上がるということでしたが、船越でおろすということになりましたよね。それで、進捗状況について、道路については今大分広げてるのは広げてるのでよくわかるんですが、連立についてはいつから工事が始まっていつごろ終わるんか。

それと、区画整理が今から向洋交番の西側のいよいよ狭いとこへ入っていきます。そういった小額地主で例えば５坪、６坪、１０坪と持っておられる方がおるんですが、ここらについてこれをこのまま金額をもらってそのままで返すんですが、果たしてそれが区画整理の目的で生きていけるんかどうかと。５坪に家建てて、ほいじゃあどのぐらいのもんが３００で建つかといったときに、ほとんど私は難しいと見とるんですね。

それで、府中町のまちづくりにおいて、そういった小額宅地がどうなるかいう話し合いを私はされんといけんと思うんですよ。そこら辺についてされたもんかどうかということを確認いたします。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　１８番力山議員。

○１８番（力山　彰君）　まず、連立交につきましては、情報は皆さんのところに渡ってるものと変わりございません。この前広島県、広島市、府中町、海田と再度合意したということは皆さんのところへ既に御報告がいっております。それ以上のじゃあいつからかかってというのは、さらに詳しい情報はまだ入っておりません。

それと、先ほど言われました向洋駅の前の５坪、１０坪。これはあくまで民地でございますので、最初の都市計画自体が府中町が全てを買い上げてチャラにするということじゃなかったと思いますので、立ち退いていただいて、再度返すというような内容じゃなかったかなと思うんですけども、ちょっと私も詳しくは知りませんけども、そういった個人のあれでございますので、最初の約定どおりいくのが皆さんに対する誠意じゃないんかなと思っておりますが、それから先の細かい、じゃあ府中町がどう

いうふうに計画しておられるかということに関しては、まだ詳しい情報はいただいておりません。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会運営委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

議会報特別委員会委員長報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

監査委員報告に対して質問のある方。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　検査対象で府中町の土地取得特別会計いうんがあるんですが、これは府中町が土地取得特別会計ですので売買とか取得ですね、そういったものがあったのかどうかいう点を聞きたいのと、今度は３番の国民健康保険特別会計ですね。これ、じき県のほうからやるということで、そこら辺について話し合いが行われたのかどうか。この２点についてお伺いします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　最初、土地開発公社か何かは今回違いますよね。今報告してないと思うんですが。

私は先ほどやったことを報告したまでなんで、お聞きしたければ担当のほうに聞いていただければいいんだろうと思うんですが、今回の監査の中にそれが入ってますかね。

基本的には、要するに書類を適正に処理されているかをチェックするだけなんで、私が答えるようなことじゃないんじゃろうと思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　すみません、再度質問させてもらいます。

土地取得特別会計ということで、私質問したのはですね、新たに府中町が土地をどっか取得したところがありますかどうかということを質問したんですが。

それで、２番もってして国民健康保険特別会計いうんが今度は県のほう移管するんで、その点について何か話し合われましたかという質問をさせてもらったんですが。

○議長（中村武弘君）　２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　何もありません。先ほど御報告したとおりなんで、今言われたのは報告内容とは関係ないと思うんで、何もございません。そういう報告も受けておりません。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、次に参ります。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告に対して質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、以上をもって諸報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第４に入る前にしばらく休憩をいたします。１０時１０分から再開いたします。休憩

（休憩　午前　９時５６分）

（再開　午前１０時１０分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第４、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　皆様、おはようございます。

本定例会は、平成３０年度予算について御審議いただくということで、予算特別委員会も設置されまして、本日から１９日まで１１日間の会期となるということでござ

います。町長報告、行政報告は、各常任委員会では３件と申し上げておりましたが、１件追加となりまして４件させていただきます。よって、町長を含めまして３９件の議題を提起させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、町長報告、行政報告を４点行います。

１点目は、平成２９年１２月２２日に開催されました平成２９年第２回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会の御報告でございます。

議題は４件ありまして、１件目は専決処分の承認でありまして、人事院勧告、広島県人事委員会給与勧告等に準拠した職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

２件目は、平成２８年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算の認定でございます。

一般会計、これはし尿処理でございますが、歳入が５億４，２５５万３，０００円、歳出が５億５２４万円、差し引き３，７３１万３，０００円の剰余金です。

特別会計、これはごみ処理でございますが、歳入が２７億５，８７０万１，０００円、歳出が２７億２，４７７万２，０００円で、差し引き３，３９２万９，０００円の剰余金でございました。

各会計とも前年度に引き続き黒字決算となっております。

３件目、４件目が平成２９年度一般会計及び特別会計予算の補正でございますが、平成２８年度決算剰余金の繰越金を受けて、それに伴う市町負担金の減額等でございました。審議の結果、全て原案どおり承認、可決をいたしました。

２点目も安芸地区衛生施設管理組合議会定例会で、平成３０年２月２２日に開催されました平成３０年第１回定例会の御報告でございます。

議題は３件ございます。

１件目は、平成３０年度における組合経費の関係市町の負担の負担方法についてでありまして、従来どおり変更はございません。

２件目は、平成３０年度一般会計予算で、歳入歳出それぞれ５億２，９８６万３，０００円で、前年度比１，１０７万５，０００円の減額、率にしますと２％の減でございます。

主な減額要因は、し尿収集件数の減少等により、し尿収集運搬業務に関する経費が減少したということでございます。

３件目は、平成３０年度特別会計予算で歳入歳出それぞれ９億３，２６５万

２，０００円で、前年度比８億４５３万６，０００円の減額、率にしますと４６．３％の減であります。

減額の主な要因は、平成２９年度まで実施しておりましたごみ処理施設の長寿命化工事が完了したということによるものでございます。審議の結果、全てにおいて原案どおり可決をいたしております。

なお、安芸地区衛生施設管理組合の運営につきまして、これまで議会から御質問あるいは御意見をいただいております２項目について、簡単に御報告しておきます。

１項目めは、ごみ処理経費の負担割合についてでございます。現在、人口割でございますが、搬入割にしたらどうかということでございますが、人口割と搬入割の乖離は、平成２８年度データで各町によってマイナス３．１％からプラス２．４％の差となっております。これは一旦合意しております負担割合の変更は、各町で利害相反することから、著しい率の乖離であったり、あるいは１町だけ大きく有利、不利になっておるということに限られるんかなというふうに思っておりまして、今申し上げましたプラス・マイナスが大きな乖離と言えるかどうか、あるいは大きな不公平と言えるかどうか、これまで４町で広域ごみ処理を行うこととなった経緯、あるいは負担割合を合意した経緯などを含めまして、いま一度町内部で検討いたしたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

もう一点は、広域火葬場の件でございまして、本件につきましては２月に行われました組合の構成市町の衛生担当課長会議において、広域火葬場についての意見交換をいたしております。

広域火葬場につきましては、組合で行う事業ではあるが、優先順位ではし尿処理場、あるいはごみ焼却場等の他の事業の後になるとの構成市町の共通の認識、考えの確認を行ったところでございます。今後も本件につきましては、必要に応じて構成市町の担当者会議で議論をするということにいたしております。

以上が安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についてでございます。

３点目は、府中・坂地区水道整備協議会の報告でございます。

当協議会は、平成３０年１月３０日に開催され、出席をいたしました。

まず、報告事項として、平成３０年度広島市水道事業会計予算案の概要であります。収益的支出と資本的支出を合わせた予算規模は、３９４億５，７００万円で、前年度比１１億３，２００万円の増、率にして３％の増でございます。

主な増加要因は、建設改良費と維持管理等が増加しているということでございます。

それと、協議事項を平成３０年度府中地区水道施設整備計画でありますが、府中浄水場の給水系統切りかえの基幹的施設の整備などで、全体事業費は５億６，６２５万円であります。平成３０年度から３１年度で府中ポンプ所、本町五丁目にあります府中ポンプ所及び府中北第１ポンプ所、みくまり三丁目にございますが、このポンプ所の築造、電気機械整備を実施することとなっております。

整備計画書を参考資料として配付させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

４点目でございます。これは設備投資に係る新たな固定資産税特例についてであります。政府は、去る２月９日に生産性向上特別措置法案の閣議決定を行っております。これは中小企業の業況は回復傾向にあるが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあることから、中小企業の生産性向上の足かせとなっておる老朽化した設備の更新を後押しし、中小企業自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るというものでございます。

その中で、中小企業の設備投資に係る新たな固定資産税の特例措置の新設が盛り込まれておりまして、当町も町内中小企業の生産性向上を後押しするため、要件を満たす設備投資に係る償却資産に係る固定資産税を３年間、集中投資期間であります平成３０年度から３２年度までに限定をして、課税標準をゼロにする特例措置を設けたいというふうに考えております。

ここまでお話ししますと、法律の成立を待って次回６月定例会において税条例の所要の改正をお願いするということで、特段この議会において町長報告する必要がないのでありますが、こうした設備投資に対して、国はものづくり・商業・サービス補助金の予算措置を行い、補助金を交付することによって重点支援を行うことといたしております。この予算は、国の平成２９年度補正予算と平成３０年度当初予算に計上しておりまして、既に１次公募が始まっております。そして、補助採択に際して、事業所、自治体が固定資産税の特例率をゼロとする意向を表明しておきますと、優先採択されるということになっているのでございます。

このため、町としては法律が成立いたしましたら、御説明いたしました特例措置を設ける町税条例の一部改正をする条例を提出させていただくことを表明をさせていただきまして、町内事業者の生産性向上を後押ししてまいりたいということでございま

すので、その旨御理解賜りたいというふうに思います。

以上、町長報告４点でございます。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの行政報告に対して質問のある方。

４番梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君）　ごみ処理施設の長寿命化計画が完了したという報告がありましたけども、この計画によってどのぐらい伸びるかというような話があるでしょうか。わかりましたらお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

環境課長。

○環境課長（屋敷　学君）　長寿命化工事をしまして１５年ほど延長ができるということになっておりますので、平成で言いますと４４年ということになっております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　報告の中で負担金が減るとおっしゃったんですが、市町で減額になって剰余金が出たので負担金が少なくなるという報告があったと思いますから、それはどのぐらい我が町だったら負担金が少なくなるか、それを教えてもらいたいと思います。

○議長（中村武弘君）　環境課長。

○環境課長（屋敷　学君）　先ほどの御質問なんですけれども、平成２８年度の剰余金が出ましたら、それが丸々平成２９年度のほうの繰越金という形で予算計上されます。今回、補正のほうをされまして、府中町としましてはこの剰余金のおかげをもちまして、１，２００万円程度の負担金が減額となってます。これごみ処理の関係になりますけれども、１，２００万円程度の負担金が減額ということになっております。

し尿のほうにつきましては、これも同じような形なんですが、剰余金が出ましたら、これは基金がありますので半分基金に積みます。その残りが負担金の減額に使われますので、これをしますと府中町の場合は３７０万円程度の減額となっております。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　中小企業の助成金ですね。たしか３年間ほど固定資産税減価償却ですね、を免除すると言われたんですが、私もうちょっと１４年とか１５年ぐらいのスパンでやらんと、つくった３年減価償却免除したいうんじゃ、もうすぐ来る思うんですよ、時間いうのはあっとたちますので。もうちょっと長いことできんもんでしょうか。そこらについてちょっと教えてください。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　これは国の法律のスキームの中でやっていくということで、今回条例改正に先立ってこう表明させていただいて、優先選択をエントリーあればですよ、町内の事業所でエントリーがあればですけど、この措置、優先選択をしていただくということで、今言いました軽減措置は集中投資期間だったかな。この３年間で集中的に取り組むという国の考えから、３年間に限って償却資産の課税標準をゼロにすると。ゼロから２分の１なんですけど、その範囲で市町村が決めるということになっておりますが、本町としてはゼロに３年間に限ってやりたいと。スキームの中で今動いてるということで御理解いただければと思います。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第１号、報告第２号、報告第３号、報告第４号、報告第５号の専決処分の報告については、内容が損害賠償に係る報告でございますので、一括議題といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　よろしいということで、そのように進めてまいります。

なお、質問は１案件ごとに進めてまいります。

それでは、報告第１号、報告第２号、報告第３号、報告第４号、報告第５号の専決処分の報告についてをお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第１号　平成３０年３月９日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

次に、報告第２号です。

報告第２号　平成３０年３月９日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

続いて、報告第３号でございます。

報告第３号　平成３０年３月９日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

報告第４号　平成３０年３月９日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

報告第５号でございます。

報告第５号　平成３０年３月９日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、報告第１号が総務部長、第２号、第３号及び第５号は消防長、報告第４号は建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

今回の報告第１号から第５号の専決処分の報告は、いずれも公用車、消防車両の運転事故によるものでございまして、町側車両が自転車、一般車両、住宅に接触し、損傷を与えたものでございます。まことに遺憾でありまして、関係者の皆様に御迷惑をおかけしましたことについて、深くおわびを申し上げます。

補足説明では、専決処分の内容はもちろんでございますが、こうした事故が続いておる中で、安全運転の指導等についての取り組みについても御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。まことに申しわけございませんでした。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　おはようございます。総務部長です。

報告第１号、専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについて、補足説明いたします。

当該専決処分は、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第２項に規定する地方自治法第９６条第１項第１２号の規定による損害賠償を支払うもので、その額が１００万円以下のものの和解に関することに該当するものであることから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により本議会に報告するものです。

なお、この後説明いたします第２、第３、第４、第５号の専決処分も同様の根拠による報告でございます。

専決処分の内容です。

１、理由。平成２９年１１月２１日午後２時４５分ごろ、府中町役場敷地内宿直室前あたりで車両が後退していたところ、車両後ろから走行してきた自転車に接触し、そのまま倒れた自転車の前輪に車両右後輪が乗り上げて自転車が破損いたしました。運転者はハザードランプを点灯させ、ゆっくりバックしておりましたが、左側に寄せることに気をとられ、右後方から自転車が近づいているのに気づくのがおくれ、自転車に接触したものです。自転車に乗っていた方にはけがはなく、自転車の前輪を修理いたしました。

２、損害賠償の額は１万８００円です。

３、相手方は、広島県安芸郡府中町八幡二丁目４番１８号　濱中民生氏。

専決処分の日は平成２９年１２月２０日でございます。

運転中の事故が続き、大変申しわけございません。運転者には車の前後の確認を怠らないよう、厳重に注意をいたしました。その後、車を運転する職員への注意喚起として、１２月２１日、２２日、一般社団法人広島県安全運転管理協議会から講師を招いて交通安全講習会を開催いたしました。消防職員も合わせ、６８名が受講をいたし

ました。

このたびの事故を教訓に、さらに職員には十分な確認と慎重な運転を周知徹底していく所存でございます。今後も定期的に安全運転講習会を開催し、自動車を運転する上での心構えや危険回避等を再確認し、事故防止に努めてまいりたいと思います。重ねておわび申し上げます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　次に、消防長。

○消防長（寺尾光司君）　おはようございます。昨年１２月議会におきまして、２件の消防車両の物損事故について専決処分の報告を行い、再発防止に努めているところでございますが、このたびの議会におきましても消防車両関係で３件もの物損の事故の報告を行うという事態になりました。御迷惑をおかけした相手方関係者、また信頼を裏切ることとなりました町民の皆様に、消防職員一同深くおわびを申し上げます。

さまざまな対策を講じて再発防止、安全管理に取り組んでいるところでございますが、成果が上がっていない現状がございます。消防業務におきましては、車両の運用は必要不可欠なものでございまして、住民の安心・安全のため、消防職員としての使命を自覚し、再発防止、事故防止により一層努め、信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

それでは、報告第２号、３号、５号の専決処分の概要について、補足して説明をいたします。

報告第２号でございます。

専決処分の内容ですが、平成２９年１１月２０日午後２時５３分ごろ、府中町柳ケ丘３８番２号北側の坂道である町道、ちょうどつばきバスの路線となる町道でございますが、この路上において一般車両に消防ポンプ自動車が接触し、相手方車両を損傷させたというものでございます。直ちに相手方車両の搭乗者の安全確認を行うとともに、警察へ通報をいたし、対処をいたしました。相手方車両には、運転手のほか２名の子どもさんが搭乗されておりましたが、けがなどはありませんでした。

相手方一般車両の修繕に係る損害賠償の額は４８万８，４１７円でございます。内訳は、右側ドアパネルの交換などの車両の修理代金が３１万３，４５７円、そして台車の使用料が１８日間で１７万４，９６０円という内訳でございます。

相手方、債権者は、広島県安芸郡府中町八幡二丁目２番４１号　村上優美さんでご

ざいます。

専決処分年月日は平成３０年１月５日でございます。

事故発生時の詳細な状況でございますが、機関員養成の運転実習の最中、事故発生場所に差しかかりました。県道浜田仁保線方面から上り坂を登坂中の消防ポンプ自動車は、鋭角なクランク部分、曲がり角部分に差しかかったため、車両前部を道路中央から右側に膨らませ、左折をしようとしました。その際、坂道を下ってくる相手方一般車両が見えたため、離合に備え、クランク部分の手前で一時停車をいたしました。その後、相手方一般車両が通過しようとしましたが、道路幅員が狭く、相手方車両は当方車両の右横で前進が困難となり、停車をされました。

そのことから、当方車両を運転していた署員は前進して通過しようとしましたが、クラッチ操作を失敗し、誤って車両を後退させてしまいました。このとき前輪を左側に切っていたため、車両が右側に弧を描くように後退し、当方車両の右側前部側面が相手方車両の右側後部側面より運転席後方にかけて接触し、損傷を与えたというものでございます。

なお、当方車両はフロントバンパーと右側フロントドアが損傷し、修理費用は１９万７，５４０円でございました。

相手方が停止している状況での接触事故であり、当方の過失割合が１００となります。狭隘道路での坂道発進であり、基本操作の失念、サイドブレーキの不使用が原因だと考えております。

次に、報告第３号でございます。

専決処分の内容ですが、平成２９年１１月２６日午前１０時２０分ごろ、県道府中海田線を南へ向けて通行中、府中町宮の町四丁目４番２５号の道路沿道の一般住宅に水槽付消防ポンプ自動車が接触し、一般住宅のほろ屋根の一部を損傷させたというものでございます。直ちに警察へ通報を行い、対処いたしております。

相手方一般住宅の修繕に係る損害賠償の額は、ほろ屋根テント修理代金で２６万５，６８０円でございます。

相手方、債権者は、広島県安芸郡府中町宮の町四丁目４番２５号　小野田勝さんでございます。

専決処分年月日は平成３０年１月９日でございます。

事故発生時の詳細な状況でございますが、宮の町地区で消防の合同訓練を終えた当

方車両が県道府中海田線を南側方面へ進行していたところ、右側前方の道路の端にバイクが停車されておりました。機関員は、バイクと隣接建物から人の飛び出しに配慮いたしまして、車両を道路左側へ寄せて通過しようとしたところ、車両後方左側上部に積載しておりました三連ばしごが道路東側沿道の一般住宅のほろ屋根にかすって接触し、ほろ屋根のテントと骨組みの一部を損傷させてしまいました。

なお、当方車両の修繕は必要なく、搭乗者の負傷者、けが等もありませんでした。

道路右端に置かれていましたバイクを大きく避けようと道路左側にぎりぎりまで寄り過ぎたため、車両積載物の一部が沿道住宅の屋根に接触したというものでございます。機関員の安全確認不足が事故原因だと判断をいたしております。

続きまして、報告第５号になります。

専決処分の内容でございますが、平成３０年１月１２日午後３時３０分ごろ、府中町鹿籠一丁目２１番３号府中南交流センターの駐車場内におきまして、救助工作車を一時停車させようとしたところ、相手方一般車両に接触し、損傷させたというものでございます。

なお、相手方車両は無人で駐車中だったため、負傷者はありません。直ちに車両の所有者に連絡するとともに、警察へ通報を行い、対処をいたしております。

一般車両の修繕に係る損害賠償の額は８万６，９７５円で、フロントバンパーの取りかえ等の車両修理代金でございます。

相手方、債権者は、広島県安芸郡府中町千代１番１１－６０８号　神田レイ子さんでございます。

専決処分年月日は平成３０年２月８日でございます。

事故発生時の詳細な状況でございますが、相手方車両は先に府中南交流センター駐車場内に駐車されておりました。当方の救助分隊は、徒歩にて鹿籠地区の水利や地理などの管内調査をするため、府中南交流センターの駐車場内に進入して停車しようとしましたが、十分なスペースがなく、一旦停車をしておりました。間もなく駐車車両内のうち１台が出庫し、駐車スペースが確保できたことから、向きを変えてバックで駐車させようとし、当方車両の前部を右側から左側に大きく振って前進したところ、隣接区画に駐車されていた相手方車両の前面バンパー部分に当方救助工作車の右側後部が接触したというものでございます。

駐車に当たりましては、車両左前方部と右側後方部にそれぞれ車両誘導員を配置し

ておりましたが、機関員は車両前方に注意をとられ、後方部のオーバーハングによる振り出し距離の確認が不十分となり、接触事故を起こしたものでございます。

誘導員も注意不足であり、機関員への指示が不徹底でございました。安全確認不足と注意力不足が原因だと判断しております。

なお、当方の車両は右側後部のハザードランプが破損し、修繕料は２，９１６円でございました。

なお、３件とも相手方への損害賠償及び当方車両の修繕費用は、町が加入しております全国町村共済から全額支払われるということとなっております。

以上、３件それぞれ事故発生車両の分隊長、機関員から事故概要及びてんまつの報告書を提出させております。当該職員に対しましては、再発防止に努力するよう口頭による注意を行っております。

事故防止対策についてでございますが、昨年の７月以降、再発防止のためさまざまな対策を講じておりますが、効果があらわれておらず、事故が続いております。まことに申しわけございません。

７月以降の再発防止策といたしましては、朝礼で注意喚起を行うとともに、事故内容や事故原因の共有を職員全員で行っております。また、安全運転と交通事故防止に係る視聴覚教材を活用した職場内研修も実施をするとともに、府中町消防本部車両誘導要領の再度の徹底を行っております。

１１月以降では、朝礼時に交通事故防止標語の唱和を行い、意識改革に努めるとともに、事故防止の徹底について改めて全職員に文書で通知をしております。

さらに、先ほど総務部長から報告がありましたが、昨年１２月２１、２２日では、一般行政職員と合同で安全運転講習を実施しております。

また、安全確認不足や基本操作の不徹底での事故が続きますことから、このたび新たに運転技術の実技研修を実施しております。２月５日から２月２０日までの間、空城山の公園のグラウンドにおきまして、Ｓ字カーブとか鋭角カーブ、車庫入れのコースを設定し、基本操作の再確認と習得に努めております。機関員２３名が受講いたしております。

今後ともさまざまな取り組みを通じまして、職員が一体となって事故防止、再発防止に努めてまいります。今回の事故において、関係者各位に大変御迷惑と御心配をかけましたことを改めて深くおわび申し上げ、説明を終わらせていただきます。大変申

しわけございませんでした。

○議長（中村武弘君）　次に、建設部長。

○建設部長（梶川幸正君）　おはようございます。建設部長でございます。

報告第４号、専決処分の報告について、補足して説明をさせていただきます。

１の専決処分の内容でございますが、（１）の本件事故は、平成２９年１２月２８日午後１時２０分ごろ、府中公民館駐車場内において発生をいたしました。状況といたしましては、府中公民館駐車場内において、駐車のため後退、旋回した公用車が公用車の右側に駐車していた相手方車両の後部に接触し、相手方車両後部バンパー等を破損させたものでございます。

（２）の損害賠償の額は１６万５，３５０円で、内訳といたしましては修理代金が１３万７９０円、レンタカー費用が３万４，５６０円でございます。

（３）の債権者は、安芸郡府中町城ケ丘６番２号　成田貴美子氏でございます。

２の専決処分年月日は平成３０年１月２９日でございます。

このたびの事故でございますが、府中公民館駐車場内において駐車のため後退した際、運転者は左後方ばかりに目が行っており、右側を確認しようとして振り向いた瞬間相手方の車両に接触してしまい、後部バンパーが外れ、加えて幅２センチ、長さ１５センチのすり傷を与えたものでございます。職員の不注意で起きたものであり、深くおわびを申し上げます。反省しているところでございます。

事故報告後、再発防止に向け、課長を通じて安全運転を心がけるよう指導を行っております。今後は、車両運転時はもとより、乗降時においても安全確認を励行し、職員間における声がけをするなど、事故防止に対する注意喚起を行ってまいります。

今回の事故に関し、関係者の方々に多大なる御迷惑をおかけしたことを深くおわびを申し上げ、補足説明とさせていただきます。このたびはまことに申しわけございませんでした。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

まず、報告第１号についての質問のある方。

１番岩竹議員。

○１番（岩竹博明君）　専決処分の報告書の文書、文言についてなんですが、１号と４号は所轄部門ね、これが記載がないんですよ。ほかのは工作車とかね、消防車両とかあるんですが、所轄部門、どこどこの所轄部門。公用車は公用車なんでしょうが、

所轄部門ね、これを記載するほうがいいんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中村武弘君）　答弁。

総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　総務部で一括管理しております公用車、例えば税務課であるとか職員課、どこが使ってもいい公用車を総務部で全体管理をしております。公用車という共用の公用車ということになります。

ただし、今回のこの事案につきましては、町長車でございました。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

１番岩竹議員。

○１番（岩竹博明君）　誰が誰にどういうふうにしたいうこと、必要じゃないか思いますね。結局全体総務部が扱ってるんでしょうけども、所轄部門ね、さっきの４号であれば建設部門の方が運転されとったんでしょう。それぐらいは記載されてもいいんじゃないかと思いますね。いかがですか。

○議長（中村武弘君）　総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　この報告につきまして、車両の区分でございますが、先ほど４号につきまして建設部長が報告したということは、建設部が所管しております公用車、黄色いパトロール車いうくくりで、建設の所管であるということで建設部長が報告をさせていただきました。その他の一般的な公用車につきましては、総務部が所管しておるということです。

それと、その指導については所管の課長がしております。車の所管は総務部であるという管理の仕方で報告をさせていただきました。

以上です。

○議長（中村武弘君）　５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　どう言いたいかいうたら、建設部長が最後にうちの事故だからって言うたじゃないですか。その前は総務部長がうちの事故だからいうて、あとは消防車じゃけみんなわかるんじゃけど、岩竹さんが言いたいのは、建設の者が乗って建設の者がどこかで事故したんなら、どこでもいいけ建設がこうだというのがあったほうがわかりやすい。それから、今度は総務だったら、総務の者がこうだいうのをどこ

かに書いてもらうとわかりやすいいうことを言うとってんじゃけ、その辺をよく理解して、今度からそういうふうにできればそうしてもらえばええし、そこができんのならできん理由を言うたらいいじゃない。それで言いよってんよ。

もう一つ。それはそれ、後で答弁して。全体的に言いときたいことがあります。こういうように事故があるのは、今までもこういうのありました。でも、こんなにたくさん重なったことはない。消防では大変ようやってくれとるから、何にもきょうは言うまいかなと思ったんですが、やっぱり職員のために議員が声を出して言うとかないけん。議会で私はこういうふうに怒られたんで、私はこうじゃったという思いを上司はしてもらわにゃいけんですよ。勉強しよります、安全教育をしよりますじゃだめですよ。こういうふうに事故を３つもやっとる。しかも、考えたら南公民館なんかあんな狭いところよ。工作車が入ってどうするんですか。何の用事で入ったんね、あそこらへ。あそこら狭いじゃない。誰が見ても何であれが入ってきたんかねってみんな言ったよ。何するんかねって言ったぐらい。

だから、何でそこへ入ったか、それを教えてもらわにゃいけません。どうしても入らにゃいけんかった用事があったのか。そうでなかったら、見たら狭いのいうところは無理してせんようにせんといけんよ。こういうふうになるけんね。それから公民館、両方とも今からいいがになるんですが、狭いところじゃけ、狭いところは無理せんようにせにゃいけんよ。無理してぐんぐん入っていったらぼんとぶつかって、ぶつかったら相手の人にも大迷惑でしょう。

あんたら迷惑かけましたって言うけど、これは町民に対しても大迷惑なんよ。この補償金のお金を払うから、どんどんどんどんあれが上がっていくんよ、保険料が。前にも言うたことがある。保険料がどんどん上がっていくようになるから、事故してもらわんようにするように、そのための勉強研修はどんどんしてもらわにゃいけんですよ。だから、よう言うときます。ですから、狭いとこを無理せんようにね。それから、それで自信がある人はやってもええが、やっちゃいけん。それを上司がしっかり言わにゃいけんですよ。指導してもらいたい。さっきの件はそういうことじゃから、これは皆さんに言っときますので、よろしくお願いいたします。

以上。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。いいですか。

１０番児玉議員。

○１０番（児玉利典君）　ちょっと全体通しての話でもよろしいですかね。ええですか。よろしいですかね。

報告第１号に関しては、走行中の自転車との接触ということでございまして、人身にならなかったいうのが不幸中の幸いだったというふうに私思います。こういう後退時のところには見張りをつけてというような基本的なこともあるかと思いますんで、この辺も御検討いただきたいんですが、私のほうからの質問２つほどございまして、１つは当事者となられた方の当日の体調管理等々はやられていたのかということでございます。１つは、これは民間企業でもそうなんですけども、車両運転業務につく前には、今ごろは飲酒運転のチェック、それとか体調不良の管理、これをした上で乗車をさせます。もし不適合となった場合は、その日はやりません。それは上司の責任となるので、それは徹底してこれやっておりますが、そういうところがあったのかどうなのかという話が１つ。

それと、公的な免許は持っているけども、そういう特殊な車両あるいは公用車を運転する場合は、公的免許を取って３年以上の経験とかですね、あるいは１年以上とかいうような、いろんな各企業によってちょっと違うと思うんですが、そういった経験年数に応じて社内運転許可とか、公用車の運転の許可とか、社外運転許可とかいうものを発行したりする企業もございますが、これらの運転経験者の経験年数ですかね。これはどうだったのかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　答弁。

総務部次長。

○総務部次長（大塚圭子君）　先ほど児玉議員から御質問のあった点、体調管理についてお答えいたします。

まず、町長車の運転手なんですが、１人に限定せず数人で運転をしております。当日は本人から体調が特に申告がなかったものですから運転をしておりますが、もし体調が悪い場合はほかの職員でかわりに運転することになります。

以上です。

○議長（中村武弘君）　都市整備課長。

○都市整備課長（岡村紀行君）　都市整備課でも、当日の体調管理については朝の会話等により自己申告がなかったので、パトロール車を運転する指示を出しました。アル

コール等の検査についてはしておりません。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかに。

消防長。

○消防長（寺尾光司君）　ちょっと報告第１号いうことじゃないんですけど、ほか関連してということなんで、一応報告第５号の南交流センターでの事故の件なんですけど、救助工作車が一時駐車するためにあそこに入って、駐車中の車に救助工作車の後ろが当たってしまったということなんですけど、入った目的は館内調査といいまして、水利、消火栓の位置が変わってないかとか、建物が新たに建てかわってないかとかいうことで、うちの救助隊員が現地調査をするんですが、そのときに救助工作車に乗って、いざ何か出動があったらそのまま行かないといけませんですから、調査するに当たっても実際の救助工作車を使って調査も行うと。調査時点で出動があったらそのまま出動できるようにということで、救助工作車に乗って管内調査を行ってました。

それで、大きな車ですからなかなか駐車する場所がないということで、狭い場所と言いながらも南地区において救助工作車が駐車できる適切な場所であるということで、十分注意しながら一旦停止、一時駐車するために入れたんですが、ちょっとしっかりした安全確認ができてなかった。本当申しわけなかったということでございます。そういった調査をするために入ったということでございます。

それと、体調管理のことでございますが、消防におきましては毎朝交代点検ということで、毎朝当番隊がかわりますから、そのときに司令官が職員の体調を管理するということで点検を行っております。

それと、消防の場合の機関員につきまして、運転手、運転兼ポンプ操作もやるいうことですから機関員という表現を使ってますけど、これにつきましては免許を取るのは当然ですが、その後機関員として路上実習とか、そういった訓練を踏まえて適切である職員に対して機関員の任命を行っております。そういった経験と実技訓練を踏まえて養成を行って、機関員としての資格を認定してるということでございます。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　総務部長。

○総務部長（坂本雅司君）　岩竹議員の車両の特定、表示がわからないということで、消防ポンプ自動車とか具体的な表示が要るんじゃないかということですので、集中管

理しております複数台の車については、何々業務中の事故であるというような表示の仕方をちょっと検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　２番木田議員。

○２番（木田圭司君）　私、所掌の委員会の委員なんで、そのときもお話しさせてもらったんですが、全体的な話になりますけど、１週間のうちに３件起きてますよね。消防は前回も２件ありまして、先ほど繁政議員からもありましたが、結構高額な損害の賠償額もあるんですが、これ多分通常我々が入ってる保険でしたら等級が下がり、掛金も上がりなんですが、これ多分なかったんですよね。そのまんまの掛金で。そういう部分のことも、要するに自分が払うわけじゃないし、言っても税金も入るんかもしれんわけですけど、我々はもしこういう形で使えば、次年度の等級も下がり、保険料も上がりいうことになりますんで、やっぱりそういう危機感といいますかね、やっぱりこんだけ頻繁に続いたら何かあるのかなと思わざるを得ません。

特に、消防のほうについてはやっぱり特殊な車両で、ほとんどがミッション車だと思います。最近はもうほぼほぼオートマがやっぱり普及をしておりまして、車の形態とか重さとかいろいろな部分で難しい面はあるんだろうと思いますけど、訓練も当然教育も必要だろうと思うんですけど、もう最初の段階、もう採用する段階に、もう当然そういうのもある程度わかっとるわけですから、要するにふだんオートマしか乗ってない、軽のオートマしか乗ってないのに、大きな資格持っとるけいうて運転させても、なかなかそれは難しいんじゃろうと思います。

このたびの件もそういうのを踏まえての訓練中に事故も起きてるというふうに聞いております。本来、緊急事態に備えて活動せにゃいけん車が、いざ本当のそういう必要なときに出れないというようなことがないように、しっかり運転技術も含めてもう入って教育するんじゃ間に合わん場合もあろうかと思いますんで、採用する段階からそういうのも検討していただきながら、必要なときに必要な人がすぐ出動できるように、町民の安全を守るために、それを第一に考えて今からやっていただきたいというふうに要望しときます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　総務部次長。

○総務部次長（大塚圭子君）　先ほど木田議員から御質問のあった保険料についてのち

ょっと説明をさせていただきます。

役場の車両が入ってる保険なんですが、全国自治協会という町村会の事業に一環になってるんですけども、自動車損害共済事業というのがございまして、車両の共済、それから相手方に支払う損害賠償共済がございます。対物と対人の対象になっております。この保険なんですが、相互共済という目的でつくられてるものですから、各市町が出し合った保険料で運営されてるものなのですが、事故報告によって保険料の増額は一応ないということになっております。

あと、児玉議員の御質問でちょっとまだお答えしてない部分がございましたので、こちらでお答えさせていただきます。

公的免許を持ってるかどうかに追加して、またその免許の種類ですね。ゴールドであるとかいったことを把握してるかどうかという御質問ですが、全庁的に免許を持ってるかどうか、その免許が切れてるかどうかというのを過去やったことがあるんですが、それを継続して確認をしてるかどうかはちょっとこちらで把握、総務課のほうでちょっと把握してないところもございます。今後は免許証の確認を続けて行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　ついでじゃからすいません、総合共済保険。今度ね、予算のときに調べりゃいいんでしょうが、大体年間何ぼ掛けよるか金額がわかれば教えてもらいたい。

○議長（中村武弘君）　総務部次長。

○総務部次長（大塚圭子君）　申しわけございません。入ってる車両のリストは持ってるんですが、ちょっと掛金のほうの金額が現在わかりません。

以上です。

○議長（中村武弘君）　では、後ほど。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、報告第１号についての報告を終わります。

次に、報告第２号についての質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、報告第２号についての報告を終わります。

次に、報告第３号について質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、報告第３号についての報告を終わります。

次に、報告第４号についての質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、報告第４号についての報告を終わります。

次に、報告第５号についての質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、報告第５号についての報告を終わります。

ちょっとここで、ただいま多くの議員から意見がありました。このたびの件を含め、事故が多発しております。理事者におかれましては、公用車の運転の際には細心の注意を払っていただくようお願いしておきます。よろしくお願いします。

続いて、報告第６号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　報告第６号　平成３０年３月９日提出。

専決処分の報告について。

工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定により報告する。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君）　報告第６号、専決処分の報告について、補足して説明をさせていただきます。

今回の専決処分の報告につきましては、府中町議会の委任による町の専決処分事項の指定について、第５項に規定する議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約で、請負代金額の増額もしくは減額が当該請負代金額の１０分の２を超えない変更契約を締結すること。ただし、変更契約金額が当該請負代金額の１０分の２以下であっても、その額が５，０００万円を超える場合を除くに該当するものであることから、地方自治法第１８０条第１項の規定により専決処分し、同条第２項の規定により本議会に報告をさせていただくものでございます。

専決処分の内容でございますが、工事名、関連公共下水道２９－４築造工事。工事場所は府中町みくまり二丁目、三丁目、清水ケ丘でございます。請負金額、変更前５，１３０万円、変更後５，３４４万８，１２０円、２１４万８，１２０円の増額でございます。請負人、安芸郡府中町山田五丁目５番２号　株式会社八幡建設でございます。

本工事の目的でございますが、昨年度に引き続きまして砂原第２処理分区の汚水管の整備を実施し、下水道の整備促進を図るものでございます。

主な変更の内容でございますが、既設舗装取壊厚が当初見込んでいた４センチに対し１５センチの厚さがあったため、取り壊し及びこれに伴う撤去舗装材の運搬、処分の数量が７５立米増加したことにより、約１２０万円の増額、支障となる地下埋設物の移設箇所の追加に伴う移設後の廃止管撤去が２１２メーターの増加により、約１２０万円の増額となり、またあわせて工事竣工による数量変更に伴い、精算を行ったものでございます。

変更前の契約金額について、議会の議決を得た日は平成２９年６月２３日、専決処分年月日は平成３０年２月１日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村武弘君）　続いて、質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第５、報告第１号議案、平成２９年度府中町一般会計補正

予算（第６号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明をお願いします。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第１号議案　平成３０年３月９日提出。

平成２９年度府中町一般会計補正予算（第６号）

平成２９年度府中町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ８，３０１万７，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８７億４，２９２万８，０００円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加及び変更は、「第２表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の追加及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　おはようございます。企画財政部長です。

第１号議案、平成２９年度府中町一般会計補正予算（第６号）について、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

１０ページをごらんください。歳入です。

款　町税、項　町民税、目　法人、現年課税分は、４億円の減額補正です。法人税割において、当初予算見込みを大きく下回るため、減額補正するもので、主な要因は

Ｍ社の法人税割で、当初見込みを４億円近く下回ったことによるものです。

次に、款　分担金及び負担金、項　負担金、目　民生費負担金、保育所入園者負担金は、歳出民生費に補正計上しております私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、９５１万４，０００円の増額補正です。負担金の収入見込み額が当初見込んでいた入園者数や負担金の負担額等が見込みを上回ったため、増額するものです。

次に、款　国庫支出金、項　国庫負担金、目　民生費国庫負担金、保育所運営費負担金は、歳出民生費に補正計上しております私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、３９０万４，０００円の増額補正です。負担率は２分の１です。

続いて、施設型給付費負担金は、歳出民生費に補正計上しております施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、２３８万６，０００円の増額補正です。負担率は２分の１です。

続いて、地域型保育給付費負担金は、歳出民生費に補正計上しております施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、４０万４，０００円の増額補正です。負担率は２分の１です。

次に、１１ページです。

款　県支出金、項　県負担金、目　民生費県負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、２１１万円の増額補正です。歳出民生費に補正計上しております後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定制度）事業の特定財源で、負担率は４分の３です。

続いて、保育所運営費負担金は、歳出民生費に補正計上しております私立保育所保育運営委託事業の特定財源で、１９５万２，０００円の増額補正です。負担率は４分の１です。

続いて、施設型給付費負担金は、歳出民生費に補正計上しております施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、１１９万３，０００円の増額補正です。負担率は４分の１です。

続いて、地域型保育給付費負担金は、歳出民生費に補正計上しております施設型給付・地域型保育給付事業の特定財源で、２０万２，０００円の増額補正です。負担率は４分の１です。

次に、項　県補助金、目　民生費県補助金、施設型給付費補助金は、歳出民生費に補正計上しております施設型給付・地域型保育給付事業のうちの地方単独分に係る特

定財源で、２７万２，０００円の増額補正です。補助率は２分の１です。

次に、款　繰入金、項　基金繰入金、目　財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算で不用となる一般財源を減額するもので、５，１５５万４，０００円の減額補正です。

１２ページをお願いいたします。

款　諸収入、項　雑入、目　雑入、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給することに伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から同額が町に支払われるもので、７３万４，０００円の増額補正です。

次に、款　町債、項　町債、目　土木債、南小学校青崎東線整備事業債は、１９０万円の増額補正です。これは歳出土木費に補正計上しております南小学校青崎東線整備事業について、財源の精査を行った結果、増額するものです。

次に、目　減収補てん債、減収補てん債は、５億１，０００万円の増額補正です。

減収補てん債とは、普通交付税算定に係る基準財政収入額のうち、町民税法人税割額の収入見込み額に対し、実際の税収額がその額を下回った場合に財源を精算調整する方法の一つとして、その下回った範囲内で発行できる地方債です。

今年度の決算見込みにつきましては、法人町民税や地方交付税等の減収等により、約９億円の財源不足が発生する見込みです。この９億円について、その全額を財政調整積立基金の取り崩しで対処した場合、同基金残高が大幅に減少となります。よって、安定的な財政運営を図るため、この財源不足について全額を財政調整積立基金の取り崩しによらないで、その一部を減収補てん債により対処するものです。

なお、この減収補てん債は、元利償還金の７５％相当額が普通交付税で措置されるため、町の財政を大きく毀損するものではございません。

１３ページから歳出です。

款　総務費、項　総務管理費、目　人事管理費、職員給与費事業（人事管理費）は、退職手当４，３９３万円の増額補正です。当初、定年退職者等７名分を計上しておりましたが、今年度末で早期退職者３名が増加したため、増額補正するものです。

次に、目　諸費、過誤納還付金事業の過誤納還付金は、６５２万円の増額補正です。平成２８年度に交付を受けた臨時福祉給付金に係る国庫補助金について、精算後の返還金が生じたため、増額補正するものです。

１４ページをお願いいたします。

款　民生費、項　社会福祉費、目　社会福祉総務費、介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計の補正に伴い、必要な一般財源を繰り出すもので、２１０万６，０００円の増額補正です。

次に、目　老人福祉費、高齢者居宅生活支援事業の高齢者居宅生活支援事業委託料は、３９８万円の減額補正です。緊急通報支援システムについて、システムの提供等の経費が入札により単価が大幅に減額となったため、減額補正するものです。

続いて、後期高齢者医療療養給付費負担金事業の療養給付費負担金は、５３２万１，０００円の増額補正です。平成２８年度事業の精算に伴う追加費用など、広島県後期高齢者医療広域連合からの通知額が予算額を上回ったため、増額するものです。

続いて、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業は、後期高齢者医療特別会計の補正に伴い、必要な一般財源を繰り出すもので、１，１７８万８，０００円の増額補正です。

続いて、後期高齢者医療特別会計繰出金（保険基盤安定制度）事業は、後期高齢者医療特別会計繰出金２８１万４，０００円の増額補正です。保険基盤安定制度は、低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする制度ですが、軽減額が当初見込みを上回ったことから、公費による補てんする額が増加するものです。

１５ページです。

項　児童福祉費、目　保育所費、私立保育所保育運営委託事業、保育所運営委託料は、保育士等の待遇改善に係る増額補正です。保育士等の待遇改善については、平成２９年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた待遇改善をするよう、公定価格が引き上げられ、平成２９年４月１日にさかのぼって適用されるよう、国の予算措置が図られました。この公定価格の引き上げについて、町においても所要の措置を図るもので、７８０万８，０００円の増額です。

続いて、施設型給付・地域型保育給付事業の施設型給付費は、同様に保育士等の待遇改善に係る公定価格の引き上げについて所要の措置を図るもので、５２８万５，０００円の増額補正です。

地域型保育給付費は、同様に保育士等の待遇改善に係る公定価格の引き上げについて所要の措置を図るもので、６９万１，０００円の増額補正です。

次に、款　土木費、項　都市計画費、目　街路事業費、南小学校青崎東線整備事業は、起債の増額に伴う財源振替のみで補正額はございません。

１６ページをお願いいたします。

款　消防費、項　消防費、目　非常備消防費、消防団活動事業は、消防団を退職する方に条例に基づき退職報償金を支給するもので、消防団員退職報償金１名分、７３万４，０００円の増額補正です。

それでは、次に３ページにお戻りください。３ページは繰越明許費の補正です。

追加としまして、款　土木費、項　道路橋りょう費、橋りょう長寿命化事業は、４３２万円の繰り越しです。

みくまり二丁目の稲田橋修繕工事において、劣化した床版の修繕に使用する２次製品の床版が製造に期間を要すことが判明し、年度内に完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

次に、項　都市計画費、県施行街路事業負担金事業は、４０４万７，０００円の繰り越しです。

県が施行している青崎池尻線の用地買収等に繰り越しが発生したため、町の負担金も繰り越しを行うものです。

続いて、広島市東部地区連続立体交差事業は、１，９３６万８，０００円の繰り越しです。

連立事業のうち、街路事業、妙陳山山切工事等において、年度内に完了が見込めず、繰り越しが発生したため、町の負担金も繰り越しを行うものです。

続いて、南小学校青崎東線整備事業は、１，９１８万９，０００円の繰り越しです。

道路すりつけ部の施工方法について、関係者との再協議が必要となり、期間を要したため、年度内に完了が見込めず、繰り越しを行うものです。

４ページをお願いいたします。繰越明許費の変更です。

款　土木費、項　都市計画費、向洋駅周辺土地区画整理事業は、補正前３，６４６万円から補正後４億８，７０４万９，０００円への変更増額です。

移転補償等について、一部年度内に完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

５ページです。債務負担行為補正の追加です。

環境センター持ち込みごみ対応等業務委託料は、平成３０年４月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。期間は平成２９度から平成３０年度まで、限度額は２，６４６万

円です。

６ページをお願いいたします。地方債補正です。

追加としまして、起債の目的は減収補てんで、限度額は５億１，０００万円です。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりで、当初予算の他事業と同様です。

７ページは地方債の変更です。

南小学校青崎東線整備事業の限度額は、補正前が６，５６０万円、補正後が６，７５０万円で、１９０万円の増額です。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と補正後で変更はございません。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は１３ページから１６ページの歳出からページごとに行います。

まず、１３ページ、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に１４ページ、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、１５ページ、ございますか。

５番繁政議員。

○５番（繁政秀子君）　保育所の待遇がよくなったりするいうことはとてもいいことですが、なかなか入られんというようになっとる。町長さんが住んでよかった、住んでみたいナンバー１の町ってぼんと言うとってやけ、みんなこっち変わってきて、変わってきたら保育所どんどん入れる思うたら、どんどん厳しいので、いつかまたどこかに保育所建ててもらわにゃいけんようになりそうなんだけど、待遇をよくしてあげるのは一番いいんですよ、保育士が少ないから。ですが、今度はもっと住民のほうを考えてもらうと、入れるようにする考え方をちょっとあれば、町長にここにひっかけて聞いて悪いんですが、入所できる方法を検討してもらいたい。

○議長（中村武弘君）　町長。

○町長（佐藤信治君）　２つあります。

１つは、やっぱり先般の定例会の一般質問でもお答えしましたけど、今の子ども子

育て支援の計画で推計した保育所のニーズですね。それが上回って推移しておりますので、これに対して見込みを変更して、今年度それに対する対応策、それをつくっていくということにしております。これまでも結構定数はふやしておるわけですね。それとか来年度は小規模保育所が開設されますのでふえるということですが、ちょっと追いつかんという状況でありますので、そういうことをする。

引き続き、町内の幼稚園等の認定こども園のほうとか、ゼロ歳児から２歳児の対応について努力をするいうことと、それでも計画上なかなか難しいということであれば、公募によって保育所の新設ということも視野に入れて検討するということ。これが１点ですね。

２つ目は、やっぱり保育士さんの人材確保がなかなか難しいということで、今町内の各保育所さんも非常に御努力いただいております。定数より弾力運用で定数を超えて受けていただいてる。法的な基準は違反しちゃいけんですけど、そのためには人材を確保するのが非常に大変な状況というふうに聞いてますので、ただ今回こういうふうに国の施策として処遇の改善を手を打って、類似の手を打ってますから、それをしっかりやるということと、それでも府中町特別の何か要因で人材が確保できんと。やっぱり都市部全体がそうですから、府中町で特殊な何か人材確保できないというような分析があれば、そこは町自身が何か考えにゃいけんというふうに思いますけど、人材確保については国の施策とか、それからその施策をしっかり対応していくということが今状況かなというふうに思います。

府中町、特別人材確保できんという特別な要素というのは今ちょっと認識してませんので、その方向でやっていくと。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に１６ページ、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に歳入について質疑を行います。

まず、１０ページから１２ページまでの歳入について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に３ページ、４ページの第２表、繰越明許費補正

について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に５ページの第３表、債務負担行為補正について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、次に６ページ、７ページの第４表、地方債補正について質疑ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　すいません、今地方債全体でどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（中村武弘君）　財政課長。

○財政課長（胡子幸穂君）　地方債の現在高なんですけれども、平成２９年度末の地方債現在高、約２４８億円となっております。

○議長（中村武弘君）　よろしいですか。ほかにはないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定をいたしました。

次に参ります。

～～～

平成２９年度府中町の下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表　繰越明許費」による。

府中町長　佐藤信治

詳細についての説明は、企画財政部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

企画財政部長。

○企画財政部長（高石寛智君）　第２号議案、平成２９年度府中町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について、補足して説明いたします。

本補正は、繰越明許費のみの補正となっております。

１ページをごらんください。

款　事業費、項　下水道事業費、公共下水道整備事業は、８７０万円の繰り越しです。

関連公共下水道２９－５築造工事において、公共工事、民間工事が集中した影響で交通誘導員の確保に不測の日数を要し、年度内に完了が見込めないため、繰り越しを行うものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。１ページの第１表、繰越明許費について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

援事業費に補正計上しております介護予防・生活支援サービス事業（第１号訪問事業等）及び介護予防ケアマネジメント事業の特定財源で、負担率は１００分の２８です。

次に、款　県支出金、項　県補助金、目　地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分は、２１０万４，０００円の増額補正です。他の歳入と同様に、歳出、地域支援事業費に補正計上しております介護予防・生活支援サービス事業（第１号訪問事業等）及び介護予防ケアマネジメント事業の特定財源で、補助率は１００分の１２．５です。

６ページをお願いいたします。

款　繰入金、項　一般会計繰入金、目　地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）現年度分は、２１０万６，０００円の増額補正です。本補正で必要となる一般財源を措置するものです。

次に、項　基金繰入金、目　介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、３７０万４，０００円の増額補正です。本補正で必要となる基金繰り入れ財源を措置するものです。これは１００分の２２の保険料相当分としての基金繰り入れとなっております。

７ページから歳出です。

款　地域支援事業費、項　介護予防・生活支援サービス事業費、目　介護予防・生活支援サービス事業（第１号訪問事業等）、介護予防・生活支援サービス事業（第１号訪問事業等）、総合事業委託料は、１，５２６万５，０００円の増額補正です。本事業は、要支援者に対し、通所や訪問で介護の予防や要介護状態の軽減を図る事業ですが、サービス利用対象者の増加、つまり予防サービス利用者の総合事業への移行率が当初の見込みを上回ったため、増額するものです。

続いて、目　介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防ケアマネジメント事業委託料は、１５７万２，０００円の増額補正です。予防サービスから総合事業への移行率が当初の見込みを上回ったことに加え、新たにサービスの利用を開始したものについても当初の見込みを上回ったため、増額するものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は５ページから７ページの歳入歳出一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

歳入歳出補正予算を歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

５ページをごらんください。歳入です。

款　後期高齢者医療保険料、項　後期高齢者医療保険料、目　特別徴収保険料、現年度分特別徴収は、１２１万円の増額補正です。広島県後期高齢者医療広域連合からの変更通知による増額です。

次に、目　普通徴収保険料、現年度分普通徴収は、８３万１，０００円の増額補正です。広島県後期高齢者医療広域連合からの変更通知による増額です。

次に、款　繰入金、項　一般会計繰入金、目　事務費繰入金、事務費繰入金は、本補正予算で必要となる一般財源を措置するもので、１，１７８万８，０００円の増額補正です。

次に、目　保険基盤安定繰入金、保険基盤安定繰入金は、２８１万４，０００円の増額補正です。これは低所得者層の保険料軽減分を公費で補てんするため、一般会計から繰り入れるもので、軽減額が当初見込みを上回ったため、増額するものです。

６ページをお願いいたします。歳出です。

款　後期高齢者医療広域連合納付金、項　後期高齢者医療広域連合納付金、目　後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金事業は、保険料等負担金１，６６４万３，０００円の増額補正です。広島県後期高齢者医療広域連合から示された納付金の額が当初見込みを上回ったため、増額するものです。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。質疑は５ページ、６ページの歳入歳出を一括で行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定

いたしました。

～～～

それでは、第１３号議案参考資料をごらんください。

１、改正の趣旨でございますが、柳ケ丘南広場、南保育所跡地ですが、この場所を地域の公園として供用するため、府中町地域の公園設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。

２、公園の概要でございます。

名称でございますが、柳ケ丘南広場。これは公共施設等名称選定委員会で定めていただいております。所在地は府中町柳ケ丘７１番１０号でございます。面積は２，３７２．２８平方メートルでございます。施設等でございますが、外周フェンス、転落防止フェンス、シェルター。シェルターといいますのは日よけのことでございます。ベンチ、防球ネット、トイレ、車どめを施しております。

なお現在、トイレ及び防球ネットの設置工事を行っているところでございます。

関係図面でございますが、次のページの位置図をごらんください。

この場所は、平成２８年３月に閉園となりました府中町立南保育所の跡地でございます。今回の公園の設置によりまして、町内の地域の公園として４１カ所目となります。

ちなみに、町内の都市公園は１３カ所ございます。

３月末にトイレ、５月に防球ネットの設置工事が完了し、５月末には正式に柳ケ丘南広場として開園できるものと考えております。

今後は、子どもたちが家族や友達同士でキャッチボールをしたり、高齢者がグラウンドゴルフに興じたり、町内会で盆踊り大会等を開催したり、地域の皆様が楽しく御利用くださることを期待しております。

最後に、施行期日ですが、公布の日から施行することとしております。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対して質疑がございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　公園してもらうのは非常に結構なんですが、ここの場所は行くまでに道路がすごい狭いんです。知っとってですよね、皆さん。やっぱり安全な道をつくろう思ったら、道路を拡張してからいくんが普通じゃないかと思うんですが、私はここを時たま通ります。ほんたら、今まですごく安全に通ってない。気をつけてすごい通らんと難しいような道路なんですよ。

ほいじゃけ、道路、例えば公園にかかる道路、一部。そんなとこはセットバックにより４メーター以上の道にして、それから公園をつくるというようにすることはできんのでしょうかね。本当狭いですよ。事故が起こるもとになると思うんですが、その辺についてお伺いします。

○議長（中村武弘君）　答弁。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君）　ここの場所につきましては、以前スロープがあったとこ、ここを拡幅をさせていただいております。そして、当然石積み等があるところについては現状のままでございますが、そういうふうな配慮はさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

１番岩竹議員。

○１番（岩竹博明君）　外周フェンスですよね。フェンスの高さ。全周６メーターなのか、一部４メーターのところがあるんかどうか。

○議長（中村武弘君）　生活環境部長。

○生活環境部長（戸田秀生君）　一応全周６メートルで囲う予定にしております。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　駐車場いうのはあるんですかね。何台ぐらいあるんか、全くないんか、どうなんですか。

○議長（中村武弘君）　生活環境部長。

○生活環境部長（戸田秀生君）　駐車場としては御利用できる箇所は確保しておりません。だから、ありません。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

政負担が課題となることから、これを防ぐために前住所地を住所とみなすものでございます。

そして、この制度の改正により追加されました住所地特例の規定は、国民健康保険の住所地特例を受け、県外の施設に入所している人が引き続き後期高齢者医療保険の住所地特例を受けることができるようになったものでございます。

次に、２、改正事項の概要でございますが、（１）は対象者となる者の規定でございます。府中町の方で国民健康保険の住所地特例の適用を受けて県外の施設に入所していた人が、引き続き後期高齢者医療保険の住所地特例の適用を受けることとなるため、対象者に追加するものでございます。

（２）は対象者とならない者の規定でございます。（１）と逆に、住所地特例の適用を引き続き受け、県外の住所とみなされる人を対象としないものでございます。

最後に、施行期日は平成３０年４月１日でございます。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

８番上原議員。

○８番（上原　貢君）　これは県外、県内の問題で、府中町に余り関係ないかもわからんと思うんですが、これの見分け方ですよね。実際現場で保険証に何か書いてあるとか何かあるんですかね、これ。住所がここにあるけど、後期高齢者保険は広島県だよとか山口県だよとかいうようなことが見分けられんと、これ難しいと、現場はね、と思うんですが、いかがですか。

○議長（中村武弘君）　保険年金課長。

○保険年金課長（森本雅生君）　重度障害者医療の適用については、保険証を確認するようになっておりますので、その保険証でどちらの住所で認定されているかということを確認するようになります。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

要事項を審議させるため、国民健康保険事業の運営に関する協議会を府中町国民健康保険運営協議会と名称を改めて置くというものでございます。

市町村が保険給付、保険税の徴収等について審議するのに対し、国保事業費納付金の徴収、国保運営方針の作成等については、都道府県に新たに設置される国民健康保険事業の運営に関する協議会、広島県国民健康保険運営協議会で審議することになります。

続いて、２点目でございますが、これは養護老人ホーム、または特別養護老人ホームに収容されている者で、生活保護の受給者を除く収入及び資産が一定の金額以下の者については、以前は老人医療費の給付があったことにより、国民健康保険被保険者ではございませんでした。

しかし、その老人医療費給付の根拠となる厚生労働省保険局長通知が廃止され、老人医療費の給付がなくなったため、国民健康保険の被保険者とするというものでございます。

最後に、施行期日は平成３０年４月１日でございます。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１０番児玉議員。

○１０番（児玉利典君）　ちょっと文言のところだけちょっと確認したいんですけども、条例の中に「この町が」というところが、「ほんまち」と言うんか「ほんちょう」言うのがいいんかようわかりませんけども、「本町」というふうに名称が変わってますけど、これ何か意味があるんでしょうか。

○議長（中村武弘君）　保険年金課長。

○保険年金課長（森本雅生君）　これについては、ほかの条例においても本町ということで改めておりますので、今回その条例改正に合わせて改めるものでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

次に、２、改正事項の概要でございますが、府中町の国民健康保険被保険者が県外の施設に住所地特例で入所している場合、後期高齢者医療を受けるときには、従前では住所地特例が適用されず、その施設のある県外の後期高齢者医療を受けておりましたが、改正により、引き続き住所地特例の適用を受け、府中町に住所を有するとみなされるため、保険料を徴収すべき被保険者に追加するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成３０年４月１日でございます。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

１２番西議員。

○１２番（西　友幸君）　これに適用するようは人は何人ぐらい今いらっしゃるんでしょうか。

○議長（中村武弘君）　保険年金課長。

○保険年金課長（森本雅生君）　現在、府中町の国民健康保険において、県外の施設に住所と認定されている方は、全年齢を合わせて１名ということでありまして、今回の法律改正によって直ちに７５歳以上になって何名認定されるかいうと、若干名ということになろうかと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君）　ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１３、第１９号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第１９号議案　平成３０年３月９日提出。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細の説明につきましては、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君）　第１９号議案、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例につきまして、補足して説明させていただきます。

第１９号議案参考資料をお開きください。

１、改正の趣旨でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等につきましては、介護報酬に係る改正と合わせて国の社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、３年に１回の改正を行っております。この条例改正により一部改正を行うのは、後で紹介します３条例でございますが、これらの条例につきましては、いずれもこの省令を基準としておりますので、省令の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

なお、この省令の一部改正につきましては、第１８号議案で上程しております介護保険条例の改正と時期を同じくして行われているものであります。

２、改正事項の概要でございます。

この一部を改正する条例は、条立ての形をとり、３条までの各条において、それぞれ１つずつ条例を改正しております。

第１条による改正は、第１号、介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

ア、このたびの省令の改正で、共生型サービスが創設されました。これは障がいを持つ方が、例えば障がい福祉のデイサービスを受けたとき、６５歳になると、それまではデイではなく介護保険制度でのデイサービスに移行しなければならないということがありましたので、両方のサービスを提供することができるよう制度が改められ、基準が加えられましたので、これに伴い改正するものでございます。

イ、アと同じく介護医療院が創設されました。これは主として長期にわたり医療が必要な要介護者について、入所しながら療養上の管理や看護、医学的管理のもとにおける介護等を受ける施設で、この施設を従事者が連携等できる施設に加える改正を行ったものでございます。

ウ、介護を行う上で必要な身体拘束について、これまでも規制がありましたが、さらに適正化を図るため、事業者が行わなければならない措置について追加されたものでございます。

具体的には、身体拘束を行う場合には、その容体や時間、利用者の心身状況、緊急やむを得ない理由を記録すること、適正化のための指針を整備すること、従業者に研修を実施することなどが加えられています。

第２条による改正は、第２号、介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正でございます。こちらの改正は、先ほどの第１条で改正しました介護医療院の創設に伴う改正、身体拘束等の適正のための措置の追加と同じでございます。

第３条による改正は、第３号、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。

アですが、先ほど第１条で説明いたしました共生型サービスの創設に伴い、障がい児者の相談支援事業と連携することができるよう、規定を追加するもの。

イは、地域支援事業で推進している医療・介護連携を推進するため、事業者が行う医療機関や医師等への情報提供に関する規定を追加するものでございます。

最後に、施行期日は平成３０年４月１日となっております。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

部を改正する法律の施行に伴い、市町村の条例で定めることとなる指定居宅介護支援事業の基準等に関する条例を制定するものでございます。

詳細の説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君）　第２０号議案、介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、補足して説明させていただきます。

第２０号議案参考資料をお開きください。

１、趣旨でございますが、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現などを目的とした地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、いわゆるケアマネジメントを行う指定居宅介護支援事業者の基準が市町村の条例事項となったため、条例を制定するものでございます。

２、条例の概要でございます。この条例は章立てとなっており、第１章第１条から第４章第３２条まで規定がございます。

まず、（１）第１章、趣旨及び基本方針です。第３条までございます。

第１条はここでは掲げておりませんが、条例の趣旨でございます。

アは第２条です。指定居宅介護支援事業者は、法人といたします。

イは第３条です。事業運営における基本方針を定めております。

（２）第２章、人員に関する基準で、第４条と第５条の規定でございます。

ア、第４条では、配置すべき介護支援専門員の数を規定しております。

イ、第５条では、常勤の主任介護支援専門員の配置を規定しております。

（３）第３章、運営に関する基準で、第６条から第３１条までございます。

ア、指定居宅介護支援の基本取り扱い方針は、指定居宅介護支援が要介護状態の軽減、悪化の防止のために行い、医療との連携を配慮すること。事業者はみずからのサービスの評価、改善を行うことが定められています。

イ、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針は、介護支援専門員が居宅サービス計画を作成するに当たっての留意事項や努力事項を定めております。

（４）第４章、基準該当居宅介護支援に関する基準で、第３２条が当てられております。これは指定居宅介護支援事業者以外の基準を満たす事業者の基準という意味で

ございます。

基準該当居宅介護支援とは、指定居宅介護支援事業者の確保が難しい島嶼部や中山間地において、自治体が定める基準を満たせばこの事業者になれるという意味で、指定事業者がたくさんある府中町においては、基準該当事業者を置くことは当面考えづらいのですが、法に規定があるため規定を置くものでございます。

最後に、施行期日は平成３０年４月１日となっております。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

提案理由でございますが、都市緑地法等の一部を改正する法律及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、建設部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

建設部長。

○建設部長（梶川幸正君）　第２２号議案、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足して説明をさせていただきます。

第２２号議案参考資料をごらんください。

１の改正の趣旨でございますが、平成２９年６月１５日に都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政令が施行され、都市公園法及び都市公園法施行令が改正されたことに伴い、都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、２の改正事項の概要でございますが、今回の条例改正は都市公園法及び都市公園法施行令において、地方自治体の条例で定めることとされている事項について、法令で定める参酌基準に従い、新たに条項を加えるという内容のものでございます。

（１）は公園施設の建築面積の公園敷地面積に対する割合の基準に関し、都市公園法施行令に規定する特別な建築物を設ける場合に加算することができる割合を改正後の表のとおり改めるものでございます。

都市公園法第４条第１項及び改正条例第４条では、都市公園において公園施設として建築物を設ける場合、建築面積の合計が公園敷地面積に対し２％を超えてはならないとしています。

また、都市公園法第４条第１項ただし書きにおいては、都市公園法施行令に規定する特別な建築物を設ける場合には、条例で定める範囲内で２％を超えることができることとしています。

今回の条例改正では、特例で加算できる建築物とその範囲を都市公園法施行令で定める参酌基準に従い、表のイ、ウ、エを改正条例第５条第２項から第４項に新たに追加をするものでございます。

なお、表の備考欄にあるように、ア、イ、ウは重複して加算することができないため、設置する公園施設に対し、いずれか１つを選択することになり、エ、オは他の加算に重複して加算することができます。これにより、都市公園の建築物を設ける場合の敷地面積に対する建築面積の割合は、現行の条例では最大１４％でしたが、改正条例では表のウ、エ、オと基準２％を加算した最大３４％となります。

続きまして、（２）は都市公園法施行令の規定により地方自治体の条例で定めることとされた、運動施設の敷地面積の基準を公園敷地面積の５０％とするものでございます。

法改正前、都市公園法において設置される野球場やサッカー場及びこれらに付随する観覧席等の運動施設の面積の合計は、公園の敷地面積に対し、５０％を超えてはならないと都市公園法施行令第８条において規定されておりました。

一方で、運動施設の改修により運動施設の面積が増加する場合等で、社会状況の変化に対応した改修等が困難となる事例が生じていることから、今回の法改正により運動施設率５０％が参酌基準となり、地域の実情に応じて条例で定めることが可能となりました。

町内の都市公園で運動施設を有する公園は、空城山公園と揚倉山健康運動公園になります。この２つの都市公園の運動施設率は、いずれも１０％未満と運動施設率には十分な余裕があるため、都市公園法施行令で定める参酌基準の５０％に従い、改正条例第６条を新たに加えるというものでございます。

最後に、３の施行期日につきましては、平成３０年４月１日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１６、第２３号議案、府中町消防手数料条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２３号議案　平成３０年３月９日提出。

府中町消防手数料条例の一部改正について。

府中町消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町消防手数料条例の一部を改正するものでございます。

詳細についての説明は、消防長が行いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

消防長。

○消防長（寺尾光司君）　第２３号議案、府中町消防手数料条例の一部改正について、補足して説明をさせていただきます。

最終ページの第２３号議案参考資料をお開きください。

改正の趣旨でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、府中町消防手数料条例の一部を改正するというものでございます。

改正事項の概要でございます。

直近の人件費単価及び消費者物価指数の変動等を踏まえ、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する消防関係手数料の標準が改正されたことに伴い、条例に規定する屋外タンク貯蔵所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査の手数料を、政令の改正に沿った額に改正するというものでございます。

改正する手数料の新旧対照は、参考資料の裏面、裏側に記載のとおりでございます。

改正前手数料を１万円から３０万円の範囲で引き上げる内容となっております。

なお、改正する手数料は５００キロリットル以上の大規模な屋外タンク貯蔵所に関する設置許可手数料等でございまして、現在のところ府中町内には該当する施設はございません。

地方自治法第２２８条の第１項におきまして、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める事務について、手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないと規定をされております。

このたび、国においては３年ごとの手数料の見直しが行われまして、人件費単価または物価水準の変動に伴い、現行の手数料との乖離が大きくなっている手数料の標準額を改定することとし、額を改正する政令を本年１月２６日に制定され、本年４月１日から施行されることとなりました。このことから、この政令の施行に伴い、府中町消防手数料条例に規定する事務のうち、関係改正分を政令に準じて改正しようというものでございます。

施行の期日は、改正政令と同じく平成３０年４月１日でございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１７、第２４号議案、府中町火災予防条例の一部改正に

ついてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２４号議案　平成３０年３月９日提出。

府中町火災予防条例の一部改正について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等に公表する制度を導入するため、府中町火災予防条例の一部を改正するものでございます。

詳細の説明は、消防長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

消防長。

○消防長（寺尾光司君）　第２４号議案、府中町火災予防条例の一部改正について、補足説明させていただきます。

最終ページ、第２４号議案参考資料をお開きください。

改正の趣旨でございます。

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物、建物のことでございますが、これらについてその法令違反の内容を建物利用者等に公表する制度を新たに導入するため、府中町火災予防条例の一部を改正するというものでございます。

改正事項の概要でございます。

１つとして、消防長は、消防用設備等の状況が消防法令に違反する防火対象物について、その旨を公表することができる。

２つとして、消防長は、違反の公表を行う旨を防火対象物の関係者に通知するものとする。

３つ目として、公表の対象となる防火対象物及び違反の内容等は、規則で定めるとしております。

現行法では、消防法令の規定によりまして、消防機関が改善命令を行った場合、違反対象物への命令内容の公示、公示とは建物への標識等の設置ということでございますが、これが義務づけられておりますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関す

る情報が建物利用者に提供されてはいません。

このため、建物利用者みずからが建物の情報を入手して利用を判断できるようにすることが必要なことから、このたび条例を改正して違反対象物の公表制度を導入しようというものでございます。

この公表制度により、建物を利用する者が建物の利用の判断ができるようになり、防火安全に関する認識の向上と火災被害の軽減を図りつつ、建物関係者の防火意識の向上と防火安全体制の確立を促そうとするものでございます。

具体的な公表対象につきましては、有効的かつ迅速な対応とするために、規則委任とさせていただいておりますが、規則においては公表の対象となる建物は、飲食店、物品販売店やホテルなど、不特定多数の方が利用する建物や病院、福祉施設等、１人で避難することが難しい方が利用する建物とし、公表対象とする違反につきましては、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず、設置されていない重大な消防法令違反を公表対象とする予定としております。

公表の時期は、消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から１４日が経過しても、なおその違反が認められる場合に公表することとします。

公表は、府中町のホームページに建物の名称、建物の所在地、違反の内容を掲載して行うこととしております。

なお、条例の施行日は１年間の周知期間を設けて、平成３１年４月１日といたしております。

当該違反対象物の公表制度は、平成２４年５月、広島県福山市で発生しましたホテル火災や平成２５年２月に長崎市で発生しました認知症高齢者グループホーム火災を契機に行われました全国調査におきまして、スプリンクラーの未設置などの重大な消防法令違反の建物がなおも数多く存在している実態から、国、総務省消防庁から全国の各消防本部に対しまして、制度化が求められているものでございます。

国では、管内人口が２０万人以上の消防本部では、遅くとも平成３０年４月１日から実施するものとし、２０万人未満の消防本部においては、実施に向けて具体的な検討を進めるよう求めているところでございます。

本町で定めようとしております公表制度の内容は、国が求める内容に準じたものでございまして、また県内の他の自治体の公表制度も同様な内容となっております。

県内の導入状況は、広島市は平成２６年８月１日から実施されております。呉市、東広島市、福山地区消防につきましては、平成３０年度から実施予定となっております。本町は平成３１年度からの実施となります。

なお、現時点での公表制度の対象となる重大な消防法令違反の建築物は、町内にはございません。既に導入されている広島市におきましては、ことし３月１日現在で１件、自動火災報知機が未設置であるということで公表されている例が１件ございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、広島県後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法に係る広域連合の規約の変更に関し、県内全市町と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細についての説明は、福祉保健部長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君）　第２５号議案、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、補足して説明させていただきます。

第２５号議案参考資料をお開きください。

１、提案の趣旨でございます。

広島県後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法に係る広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関し、地方自治法第２９１条の１１の規定から求められる広島県内関係市町と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、２、規約の変更の概要でございます。

広島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係る機器に要する経費のうち、広島県後期高齢者医療広域連合関係市町負担金規則で定める必要最小限を超える機器に要する経費に係る負担金の割合は、当該経費の１００分の１００とするものでございます。

このたびの改正に該当する広島県後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係るパソコンの経費につきましては、当町においては必要最小限を超える機器に関する経費が生じないため、追加負担はございませんが、今後超えるようなことがあれば、経費負担が生じてくるものでございます。

最後に、施行期日は平成３０年４月１日でございます。ただし、改正後の別表第３の規定、これは市町の負担割合または額の規定でございますが、これは平成３０年度以後の年度分の関係市町の負担金について適用するため、平成２９年度分までの関係市町の負担金については、なお従前の例によるため、変更はないものでございます。

補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第１９、第２６号議案、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２６号議案　平成３０年３月９日提出。

人権擁護委員の候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

府中町長　佐藤信治

推薦する者は、住所が広島県安芸郡府中町八幡三丁目１１番１－６１４号、お名前が小濱樹子氏でございます。

提案理由は、人権擁護委員の任期が平成３０年３月３１日をもって満了となるため、人権擁護委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものでございます。

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣が行うものでありますが、その候補者については市町村長が議会の意見を聞いて推薦しなければならないというふうにされておりますので、提案させていただくものでございます。

推薦する候補者の小濱樹子氏の経歴について、簡単に御説明させていただきます。

昭和３８年生まれの５５歳で、平成元年に大学を卒業後、平成３年には裁判所判事補に任官され、平成８年３月に退官されました。人権擁護委員につきましては、平成

２１年４月１日から委嘱を受けられ、裁判所判事補の経験をもとに豊富な知識を生かして御活躍いただき、人権擁護委員の職務を十二分に全ういただいております。現在３期目ということでございます。よって、引き続き小濱樹子氏を人権擁護委員として推薦させていただきたいというものでございます。

なお、人権擁護委員の任期は３年となっております。

提案説明は以上で、補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案者を適任とすることに決定いたしました。

次に参ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（中村武弘君）　日程第２０、第２７号議案、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２７号議案　平成３０年３月９日提出。

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について。

府中町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

府中町長　佐藤信治

選任する者は、住所が広島県安芸郡府中町八幡四丁目３番４０号、お名前が臺丸勝子氏でございます。

提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員１名、これ臺丸氏でございますが、任期が平成３０年３月２１日をもって満了となるため、固定資産評価審査委員会委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

臺丸氏は７５歳の女性で、昭和４７年に不動産取引に係る会社を設立され、今日ま

で第一線で御活躍されるなど、土地家屋に関する専門的知識と経験をお持ちの方でございます。固定資産評価審査委員会委員には、平成２７年３月に御就任いただき、次が２期目となるものでございます。新たな任期につきましては、平成３０年３月２２日から平成３３年３月２１日までの３年間いうことになります。

提案説明は以上でございまして、補足説明はありませんので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に参ります。

～～～

大学卒業後、昭和５１年から県内の公立小学校教諭を務められ、その後広島県教育委員会社会教育課などを経て、平成１０年からは県内の公立中学校の教頭をお務めになり、平成１３年からは３年間文部科学省生涯学習政策局社会教育官として御活躍をされております。平成１６年からは広島県教育委員会管理部生涯学習課課長、平成２０年には広島県立図書館館長、平成２２年４月からは広島県西部教育事務所所長として活躍されておりまして、学校現場、教育行政の両面において、豊富な経験と見識をお持ちの方でございます。

府中町では、平成２３年４月から平成２７年３月まで、府中町教育委員、教育長を１期、平成２７年４月からは新制度による教育長に御就任いただいております。この間、平成２７年度には府中町教育行政の全体の方向性を示す府中町教育振興基本計画を策定し、あいさつ、感謝、志をキーワードとした社会総ぐるみの人材育成を進めてこられました。平成２８年には、府中町学校運営等に関する調査検討委員会の答申を受けて、新たな方針、信頼される学校教育の確立を追加し、教育委員会事務局に学校支援室を設置し、学校現場における業務改善加速化事業に取り組んでいるところでございます。

私といたしましては、今後、こうした取り組みが確かな成果を上げること、そしてこのことが府中町教育行政、学校現場にしっかりと根づくことを期待しておるところでございます。このためにも、引き続き高杉氏を府中町教育長に任命することに御同意いただきますようお願いを申し上げます。

なお、新たな任期は平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日までの３年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、早速でございますが教育長に御挨拶をいただきたいと思います。

登壇お願いいたします。

教育長。

○教育長（高杉良知君）　教育長です。ただいま議長からお許しをいただきましたので、高いところから大変失礼ではございますけれども、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

先ほど、来年度から３年間、私を教育長として町長が任命することにつきまして、議会の皆様方の御同意をいただいたということでございました。私は３年前の平成２７年４月１日に前町長から教育長として２期目の任命をいただきました。１期、２期と合わせて７年間、これまで府中町の多くの方々により連綿と築き上げてこられた教育を基盤に、地域ぐるみの人材育成を基本方針に、あいさつ、感謝、志をキーワードに掲げ、信頼される府中町教育の実現を最重要課題として取り組んでまいりました。その間、議員の皆様方から多くの御支援、御協力をいただいたこと、大変感謝をいたしております。しかしながら、まだまだ十分ではございませんし、多くの課題もあるというふうに認識をしているところでございます。

今後は、現在の社会の動向、さらには５年後、１０年後の社会状況等も見据えながら、これまでの学校教育、社会教育での取り組みを基本に、地域総ぐるみの人材育成にさらに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、児童・生徒、保護者、地域の方々から、府中町で学んでよかった、府中で学ばせてよかった、この子たちに府中の未来を託したいと思っていただけるような、信頼される学校教育の確立、そして信頼される府中町教育を進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様はもとより、関係機関、団体の方々、町民の皆様方の御理解、御協力、御支援をいただきながら、府中町の教育がますます充実、発展するよう、誠心誠意力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中村武弘君）　ありがとうございました。教育長におかれましては、４月から引き続き町長と連携して府中町教育行政に当たっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に参ります。

～～～

○議長（中村武弘君）　日程第２２、第２９号議案、教育委員会委員任命の同意についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第２９号議案　平成３０年３月９日提出。

教育委員会委員任命の同意について。

府中町教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。

府中町長　佐藤信治

任命する者は、広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム三丁目３番５号、お名前が坂田眞澄氏でございます。

坂田氏は６４歳の男性でございまして、経歴といたしましては大学を御卒業後、昭和５２年に千葉県の公立小学校の教諭に採用され、昭和５５年から府中町立の小学校を含む県内の公立小学校の教諭、教頭、校長として勤務された後、平成２６年３月に定年退職されており、学校現場における豊富な経験と識見をお持ちの方でございます。

府中町教育委員会委員には、平成２６年４月に御就任をいただき、次が２期目となります。

新たな任期につきましては、平成３０年４月１日から平成３４年３月３１日までの４年間ということになります。

提案理由は以上でございまして、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君）　以上で提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件でありますので、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君）　御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は３月１２日午前９時３０分から会議を開きます。どうも御苦労さまでした。

（散会　午後　２時１６分）

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

府中町議会　　議　長

議　員

議　員